

4 介護保険のサービス

介護サービスと介護予防サービス

介護サービスが、要介護状態の人の「できないことを補う」ものだとすると、要支援1・2の人を対象とする介護予防サービスは、状態がそれ以上悪化しないよう生活機能を維持向上させ、日常生活を送る上で「自立」に向けた生活が送れるように支援することを目的としたサービスです。

利用者負担のめやすは介護保険パンフレット 概要版をご覧ください。



(1) 在宅サービス

自宅での生活を支援するサービス

要支援1・2の人

介護予防訪問入浴介護

身体的な理由などから施設での入浴利用が困難な場合などに、移動入浴車で自宅を訪問して、浴槽を提供して入浴の介助を行います。



要介護1～5の人

訪問入浴介護

移動入浴車などで自宅を訪問して、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介助（身体介護）や、必要に応じて食事のしたく、掃除（生活援助）などをします。また、外出が困難な方などには、通院等のために、車の乗り降りを中心とした介助を行います。

介護現場における「ハラスメント」をご存じですか？

国においては、介護職員が安心して働くことができるハラスメントのない労働環境を構築するためのハラスメント対策マニュアルを作成しています。

厚生労働省 「介護現場におけるハラスメント対策」等から抜粋
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

「ハラスメント」とは・・・**身体的・精神的・性的な嫌がらせなどにより、相手に不快感や不利益、苦痛を与えることで、人格や尊厳を傷つける行為**のことです。

ただし、認知症等の病気、障害の症状として現れた言動や苦情申し立てなどはハラスメントではありません。

要支援1・2の人

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、生活機能を向上させるために、リハビリテーションを行います。

介護予防居宅療養管理指導

通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

※P15の支給限度額の対象とはなりません。

介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とし、自宅で療養するためのお世話や診療の補助を行います。

要介護1～5の人

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問して、療養上の管理や指導を行います。

※P15の支給限度額の対象とはなりません。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、自宅で療養するためのお世話や診療の補助を行います。

夜間対応型訪問介護

地域密着型
サービス

夜間にホームヘルパーがおむつ交換などの介助のための定期的な巡回訪問や、利用者からの通報による随時訪問を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域密着型
サービス

日中・夜間を通じて、ホームヘルプ（訪問介護）と訪問看護が連携しながら定期の巡回と随時の対応をするサービスを提供します。



地域密着型
サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活するためのサービスです。
北九州市の被保険者は、市が指定した事業所（原則として北九州市内）のみ利用できます。

施設に通うサービス

要支援1・2の人

介護予防認知症対応型通所介護 地域密着型サービス

認知症の要支援者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰り通って、入浴や食事の介助や機能訓練などの介護予防を目的としたサービスを受けます。

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院などに日帰り通って、リハビリテーションを受けるほか、個人の目的に合ったサービス(「栄養状態・口腔機能」の向上)を、選択して受けます。サービスの利用は、1ヵ月単位の定額制になります。なお、複数の事業所に通うことはできません。

要介護1～5の人

通所介護(デイサービス)

特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰り通って、入浴や食事の介助、機能訓練、レクリエーションなどを受けます。

地域密着型通所介護(デイサービス) 地域密着型サービス

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターに日帰り通って、入浴や食事の介助、機能訓練、レクリエーションなどを受けます。

療養通所介護

医療機関や訪問看護サービス等との連携体制のとれた事業所が、難病やがん末期の要介護者に対し医学的管理の下で行う日帰りのサービスです。

認知症対応型通所介護 地域密着型サービス

認知症の要介護者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰り通って、入浴や食事の介助、機能訓練などを受けます。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院などに日帰り通って、入浴や食事の介助などのほか、理学療法士や作業療法士などからリハビリテーションを受けます。



施設に短期間泊まるサービス

要支援1・2の人

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助や機能訓練を受けます。

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助、看護やリハビリテーションなどを受けます。

介護予防小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービス

家庭的な小規模施設で、日帰りを通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、介護予防を目的とした、日常生活の介助などを受けます。

※このサービスの利用中は、介護予防訪問介護や介護予防通所介護などは利用できません。

要介護1～5の人

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを、一体的に組み合わせて提供します。

※このサービスの利用中は、訪問介護や通所介護などは利用できません。

要介護1～5の人

短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、入浴、排せつ、食事などの日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間宿泊して、日常生活の介助のほか、看護やリハビリテーションなどを受けます。

日帰りショート

短期入所療養介護事業所が難病やがん末期の要介護者に対し行う日帰りのサービスです。

小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービス

家庭的な小規模施設で、日帰りを通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。

※このサービスの利用中は、訪問介護や通所介護などは利用できません。



その他の在宅サービス

要支援1・2の人

介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

地域密着型
サービス

家庭的な環境の中で、認知症の症状のある人が少人数で共同生活を送りながら、介護予防を目的とした、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

※要支援1の人は利用できません。
※P15の支給限度額の対象とはなりません。

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等に入居していて要支援の認定を受けている人が、介護予防を目的とした、入浴、排せつ、食事等の日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

※P15の支給限度額の対象とはなりません。

要介護1～5の人

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

地域密着型
サービス

家庭的な環境の中で、認知症の症状のある人が少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

※P15の支給限度額の対象とはなりません。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等に入居していて要介護の認定を受けている人が、入浴、排せつ、食事等の日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

※P15の支給限度額の対象とはなりません。

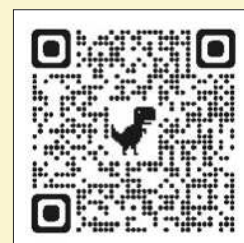
介護保険の
サービス

“地域を支える介護のしごと”魅力発信中!

北九州市では、介護のしごとの魅力を紹介するWEBサイト「介護の未来をつなぐ北九州」を運営しています。このサイトでは、介護現場で働く職員の皆さんのインタビューや仕事のやりがい、キャリア形成の事例をはじめ、「介護未来会議」や職場体験などの情報を掲載しています。

介護を支える人材は、地域での暮らしと安心を支える大切な存在です。

介護の仕事に関心のある方はもちろん、ご家族や地域の皆様、介護事業所の皆様もぜひご覧ください。



↑アクセスはコチラ

★サイトURL: <https://city-kitakyushu-kaigo.jp/>

(2) 自宅での生活環境を整えるサービス

福祉用具の貸与

日常生活での自立を助ける、車いすや歩行器などの福祉用具を貸し出します。

利用者負担のめやす 利用者負担はそれぞれの用具に応じた費用の1割～3割

【貸し出しの対象(13種類)】※⑧⑨⑩については、購入することも可能です。

- | | | |
|-----------------------|---------------------|-------------------|
| ①車いす | ⑤床ずれ防止用具 | ⑩歩行補助つえ |
| ②車いす付属品 | ⑥体位変換器 | ⑪認知症老人徘徊感知機器 |
| ③特殊寝台 | ⑦手すり(取付に工事を伴わないもの) | ⑫移動用リフト(つり具部分を除く) |
| ④特殊寝台付属品
(マットレスなど) | ⑧スロープ(取付に工事を伴わないもの) | ⑬自動排泄処理装置 |
| | ⑨歩行器 | |

〈ご注意ください〉 要支援1・2、要介護1の人は原則として次の品目は利用できません。

利用できない品目

- | | |
|------------------|-------------------|
| ●車いすおよび付属品 | ●認知症老人徘徊感知機器 |
| ●特殊寝台および付属品 | ●移動用リフト(つり具部分を除く) |
| ●床ずれ防止用具および体位変換器 | ●自動排泄処理装置 |

※ただし、身体の状態によっては、利用できる場合がありますので、ケアマネジャーなどに確認してください。

〈例〉特殊寝台(電動ベッド)は、寝返りや起き上がりができない人は利用できません。

※自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、要介護2および要介護3の人についても、原則として利用できません。



福祉用具の購入

入浴や排せつの時に使う、腰掛便座や入浴補助用具などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。

福祉用具を購入する場合には、都道府県や市の指定を受けた事業所から購入する必要があります。

利用者負担のめやす 利用者負担はそれぞれの用具に応じた費用の1割～3割

購入費の上限は年間(4月～翌年3月)10万円(利用者負担は1万円～3万円)

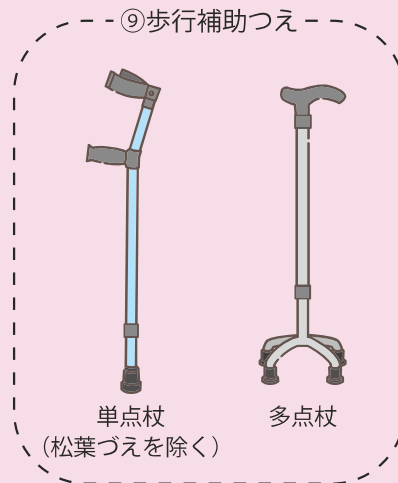
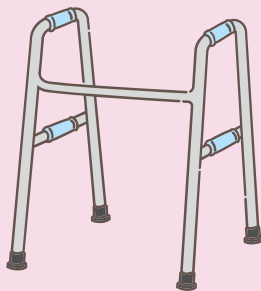
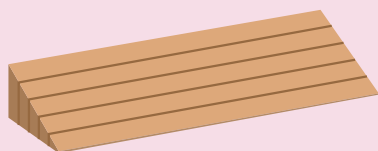
【購入できる特定福祉用具】※⑦⑧⑨については、貸与又は購入を選択できます。

- | | | |
|------------------|---------------|--------------|
| ①腰掛便座 | ④簡易浴槽 | ⑦固定用スロープ |
| ②自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑤移動用リフトのつり具部分 | ⑧歩行器(歩行車を除く) |
| ③入浴補助用具 | ⑥排泄予測支援機器 | ⑨歩行補助つえ |

※P15の支給限度額の対象とはなりません。

「貸与」と「購入」を選択できる福祉用具

- ⑦固定用スロープ ⑧歩行器(歩行車を除く)



単点杖
(松葉づえを除く)

多点杖

住宅改修

自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすくするため、住宅内の小規模な改修を行ったときに、その費用の一部を支給します。

利用者負担のめやす 利用者負担は改修にかかった費用の1割～3割
改修費の上限は同一の住宅で20万円(利用者負担は2万円～6万円)

【対象となる住宅改修】

- ①手すりの取り付け ④引き戸等への扉の取替え ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して
- ②段差の解消 ⑤洋式便器等への便器の取替え 必要な住宅改修
- ③滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

※P15の支給限度額の対象とはなりません。

〈ご注意ください〉 住宅改修を行う場合は、改修をする前に、お住まいの区の区役所保健福祉課介護保険担当へ届出を行い、事前の確認を受ける必要があります。

(3) 施設サービス(施設に入所する)

施設サービスは、どのような介護が必要かによって、入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

要支援1・2の人は入所できません。

生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則要介護3以上の人が対象となります。
※要介護1、2の人は要件に該当すれば入所できます。
(詳しくは申込先の施設にお尋ねください。)
常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所し、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。



地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型
サービス

定員29人以下の特別養護老人ホームで、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設(老人保健施設)

リハビリテーションなどを必要とする人が入所し、日常生活の世話も含めた介助や機能訓練などを受けて、家庭への復帰を目指します。



長期の療養と介護が必要な人へ

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)が必要な人が入所し、医学的管理のもとでの看護や介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の世話などを受けます。



■施設サービスを利用する場合は、要介護度や施設形態によって費用が異なります。

※別途、日常生活費等がかかることがあります。

※食費・居住費(滞在費)は施設との契約で決まります。→食費・居住費(滞在費)の負担を軽くする制度(P29参照)

(4) サービス・活動事業

訪問型サービス（要支援1・2の人、事業対象者）

予防給付型

介護事業者が提供するホームヘルプサービスです。

- (1) 入浴・排せつなどの介助【身体介護】
- (2) 掃除・洗濯などの日常生活上の支援【生活援助】

利用者負担のめやす(1ヵ月につき)

週 1 回程度の利用	約1,520円
週 2 回程度の利用	約3,040円
週 3 回程度の利用	約4,820円

※利用者負担1割の場合

生活支援型（活動A）

民間企業・NPO法人などの多様な主体が行う掃除・洗濯などの生活援助です。

※「予防給付型」のような身体介護はできません。

利用者負担のめやす(1ヵ月につき)

週 1 回程度の利用	約1,190円
週 2 回程度の利用	約2,380円
週 3 回程度の利用	約3,570円

※利用者負担1割の場合

短期集中予防サービス・活動C

【訪問コース】

リハビリテーション専門職が自宅に訪問し、ホームプログラム等を提案します。

1クール：訪問5回以内 利用者負担：なし

【栄養訪問コース】

管理栄養士が自宅に訪問し、食事内容の相談や買い物のコツ、調理方法等を提案します。

1クール：訪問5回以内 利用者負担：なし

通所型サービス（要支援1・2の人、事業対象者）

予防給付型

介護事業者が提供するデイサービスです。

- (1) 食事・入浴などの支援
- (2) 機能訓練等

利用者負担のめやす(1ヵ月につき)

事業対象者	約2,730円	+	食費
要支援 1			
要支援 2	約4,890円		

※利用者負担1割の場合

※サービス内容によって料金が変わります。

生活支援型（活動A）

民間企業・NPO法人などの多様な主体が行う2～3時間程度のデイサービスです。体操、レクリエーションなどを通じて、生活機能・社会的機能の維持・向上を図ります。

利用者負担のめやす(1ヵ月につき)

事業対象者	約1,840円	+	食費
要支援 1			
要支援 2	約3,400円		

※利用者負担1割の場合

※サービス内容によって料金が変わります。

短期集中予防サービス・活動C

【訪問・通所連動コース】

リハビリテーション専門職による家庭訪問や通所（週1回計12回）で運動や栄養改善、口腔機能向上に向けたプログラムを行います。

1クール：訪問2回程度及び通所12回 利用者負担：4,500円/1クール

よくある問い合わせ



「サービス・活動事業」はどうしたら利用できるのですか？

サービス利用を希望される方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターもしくは区役所の介護保険担当にご相談ください。お電話でもけっこうです。(裏表紙を参照)



「予防給付型」と「生活支援型」は、何が違うのですか？

「予防給付型」は介護事業者が提供するサービスです。
一方、「生活支援型」は、介護事業者だけでなく、民間企業やNPO法人などもサービスを提供します。利用者の自己負担は「予防給付型」よりも軽減されます。

どちらのサービスを利用するかは、利用者の心身の状態・生活状況などを踏まえ、利用者本人とケアマネジャーが相談して自立支援の観点から決めることになります。



介護保険の
サービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)で頼めること・頼めないこと

介護保険のヘルパーは介護のプロです 介護保険のヘルパーができることは？

介護サービスの目的は
「やってもらうこと」ではありません
「本人の自立を支援し、重度化を予防すること」が
目的です。

<身体介護>

主に利用者の身体に直接触れて行う介助サービス

- ・食事介助 ・排せつ介助 ・起床、就寝介助 ・入浴介助 ・洗顔、歯磨き ・体位変換 ・服薬確認
- ・移動・移乗介助 ・外出介助(※1)など

※1 日用品の買い物、通院など、日常生活に必要な範囲に限ります。

<生活援助>

身体介護以外の訪問介護で、掃除や調理などの日常生活の援助

- ・掃除、ごみ出し ・洗濯 ・調理、配膳 ・買い物、薬の受取り ・衣類の整理 ・ベッドメイク など

※「生活援助」を利用できるのは次の人です

要介護・要支援認定等を受けている人のうち、

- ①ひとり住まいの利用者 ②家族が高齢や病気などで、家事を行うことが困難な利用者



訪問介護は「家事代行業」ではありません
だから、できないこともあります



～できないことの一例～

- ・大掃除
- ・窓ガラス拭き
- ・庭の手入れ
- ・洗車
- ・家具の配置換え
- ・おせちなどの特別な料理
- ・利用者以外の家族等に対する調理や洗濯 など